



2023年
1月

職場の皆さままで
ご回覧ください。

今月のトピック

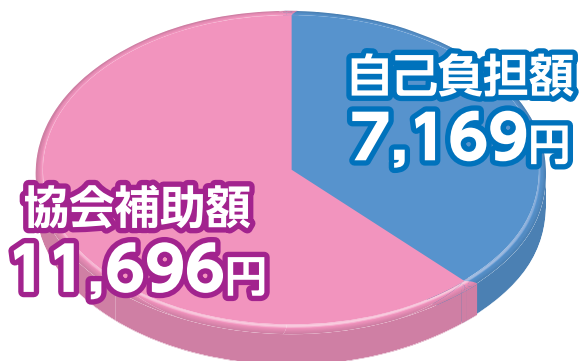
令和5年度 生活習慣病予防健診の 補助を拡大します!



協会けんぽでは、加入者の皆様の生活習慣病の早期発見のため健診を実施し、年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助しています。令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）より、被保険者（ご本人）様が対象の生活習慣病予防健診に対する補助の割合を拡大し、皆様の負担割合を38%から28%へ引き下げます。生活習慣病予防健診は、労働安全衛生法に基づく定期健診の項目を含み、さらにがんの検査項目などがプラスされた充実した内容となっていますので、ぜひ従業員の皆様の定期健診に代えてご利用いただきますようお願いいたします。

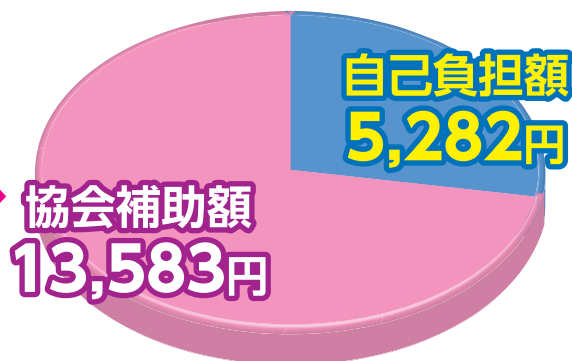
令和4年度生活習慣病予防健診

一般健診総額 ▶ 最高18,865円



令和5年度生活習慣病予防健診

一般健診総額 ▶ 最高18,865円



一般健診に追加できる付加健診も自己負担額を軽減します

令和4年度付加健診負担額 ▶ 最高4,802円

令和5年度付加健診負担額 ▶ 最高2,689円

令和5年1月 新様式の申請書・届出書を より 必ずご利用ください

令和5年1月より、申請書・届出書の様式を変更いたしました。新様式の申請書等は、協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。また、滋賀支部へ郵送をご依頼いただくことでも入手できます。

旧様式と新様式の見分け方

旧

新

この申請書は、令和5年1月以降にご使用ください。

↑ 右上にこの一文が印字されています

氏名(カタカナ)欄がマス目化されています

未使用の旧様式の申請書等がお手元にございましたら、使用せずに廃棄いただきますようお願いいたします。

健康経営セミナー を開催します

参加無料

令和5年2月17日金
13:45~16:00

会場：栗東さくら中ホール

従業員のメンタルヘルス対策や健康づくりの事例紹介など、事業所様の健康経営に役立つ内容で、健康経営セミナーを開催します。ご参加にあたっては、下部参加申込書にご記入のうえお申込みください。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

セミナー プログラム

- I：講演「滋賀支部の健康経営サポートについて」 協会けんぽ滋賀支部
II：講演「メンタルヘルスマネジメントの基本」

講師：森口 洋子氏 プロフィール

株式会社COSPAウェルネスヘルスケア事業推進部プログラム開発マネージャー
産業カウンセラー、心理相談員、メンタルヘルスマネジメント検定、健康運動指導士など
様々な資格を保有し、企業や自治体向けのメンタルヘルス対策セミナーを多数担当。
企業向け健康体操の制作プロデュースもおこなっている。



III：事業所による健康経営の具体的な事例発表およびパネルディスカッション

会 場

対 象

日 時

申込期限

お問合せ

そ の 他

栗東芸術文化会館 さくら 中ホール 栗東市縄2丁目1-28

協会けんぽ加入者の方ならどなたでもご参加いただけます（参加費無料）

令和5年2月17日 金曜日
13:45~16:00（受付は13:00~）



13:00より健康づくり優良事業所表彰式
を行っています（ご見学いただけます）

令和5年2月14日（火）まで ※参加人数上限に達した場合は先着順となり、期限前に締切となる場合があります。

全国健康保険協会滋賀支部 企画総務グループ ☎077-522-1103
〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階

- 新型コロナウイルスの影響により、中止または延期となる場合があります。
- 後日、協会けんぽ滋賀支部YouTubeチャンネルにダイジェスト版を掲載します。

参加申込書を、FAX送信または
上記問合せ先までご郵送ください

F A X
送信先

077-522-1138

協会けんぽ
滋 賀 支 部

（令和5年2月17日開催）健康経営セミナー参加申込書

事業所名		参加者氏名	(フリガナ) _____
事業所所在地 (連絡先)	〒 _____ 電話番号(_____) _____		

●赤太枠内をご記入ください。 ●複数名でご参加される場合は、申込書をコピーしてお申込みください。

協会けんぽ し が 2023年1月号

〈発行〉  全国健康保険協会 滋賀支部

協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階

TEL: 077-522-1099 (代表)

FAX: 077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください。



お問い合わせ
はこちら

「医療費のお知らせ」を令和5年1月中旬~下旬に
かけて事業所様あてお送りします



便利なチャットボットを
ご利用ください!

こちらから▶



医療費のお知らせ
に関するご質問に
ついて、AIを活用
し、会話形式でご
案内いたします!